

万国外科学会日本支部会則（改正案）

第1章 総則

第1条 （名称）

本会は、万国外科学会日本支部（英文名：Japan Chapter of the International Society of Surgery）と称する。

第2条 （目的）

本会は、万国外科学会本部（以下「本部」と称する）の目的、すなわち開発国ならびに開発途上国における持続可能な外科治療を目指し、教育・研究を通して外科学の発展に寄与することを目的とする。

第3条 （事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 年2回の総会の開催
- (2) 年2回の日本支部ニュースの発行
- (3) 2年に1度開催される学術集会 World Congress of Surgery (WCS) のプロモーション
- (4) 本部との協力連携
- (5) 各 Collective Member Societies の日本における統括
- (6) Yokohama Award の表彰
- (7) 本会の目的を達するために必要なその他の事項

第4条 （事務局）

本会は、事務を円滑に遂行するため事務局を設置する。事務局を、東京都新宿区信濃町 35 番地慶應義塾大学医学部外科学教室におく。事務局に必要な職員をおくことができる。

〒160-8582 東京都新宿区信濃町 35

電話：03-3353-1211（代）内線 61501

直通：03-5363-3802 FAX：03-3355-4707

第2章 会員

第5条 （種別）

本会の会員は、次の4種とし、本部の資格に準ずる（準会員を除く）。

- (1) 正会員 Active member
以下(2)(3)に該当しないすべての会員
- (2) シニア会員 Senior member
15年以上正会員として在籍し、現役を退き、かつ本部へ申請をした会員
- (3) 名誉会員 Honorary member
本会の推薦により、本部の理事会から名誉称号を授与された会員
- (4) 準会員 Associate member

本部を退会し、引続き本会に在籍することを希望した本会が定める会員

第6条 (入会)

本部の規定に従い所定の手続きを経て、本部理事会で承認され、正会員となる。本部への入会と同時に本会への入会とする。

第7条 (会員資格の喪失)

会員は本部退会により、その資格を喪失する。ただし、本部退会後は、本会準会員となることができる。

第8条 (退会)

本会を退会する者は、その旨本部と本会事務局へ届け出なければならない。

第9条 (権利および義務)

1. 会員(準会員を除く)は、本会が年2回開催する総会に出席する権利を有し、同時に本会が発行する日本支部ニュースの無料配布を受けることができる。
2. 正会員は、所定の本部年会費と日本支部年会費を納入しなければならない。議決権及び役員に選任される権利を有する。
3. シニア会員及び名誉会員は、年会費を免除される。議決権及び役員に選任される権利を有する。
4. 準会員は、年会費の支払義務および一切の権利を有しない。希望により日本支部ニュースの無料配布を受けることができる。

第3章 役員

第10条 (役員の種類)

本会に、次の役員をおく。

日本支部長 National Delegate 1名

事務局長 Secretary General 1名

監事 Auditor 2名

第11条 (選任)

日本支部長は、会員の中から選出され、総会で承認をうけるものとする。事務局長及び監事は、会員の中から日本支部長が指名し、総会で承認を受けるものとする。

第12条 (職務および権限)

1. 日本支部長は、本会を代表し、会務を統括するものとする。また、総会を招集し、総会における議長を務める。
2. 事務局長は、日本支部長を補佐し、日本支部長不在の際はその職務を代行する。
3. 監事は、本会の事業及び財産の状況を調査することができる。また、決算報告書を監査しなければならない。

第13条 (任期)

役員任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、日本支部長の再任は、2期までとする。

第4章 総会

第14条 (構成)

本会の総会は、第5条に定める会員(準会員を除く)をもって構成する。

第15条 (権限)

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員承認
- (2) 年次収支決算書、予算案承認
- (3) 会則の変更
- (4) その他、本会の運営に関して重要な事項

第16条 (開催)

総会は年2回、開催するものとする。日本支部長が招集し、議長を務める。

第17条 (議決)

総会の議決は、出席会員の過半数の同意を必要とする。

第18条 (議事録)

総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第5章 会計

第19条 (年会費)

本会の経費は、年会費および寄附金をこれにあてるものとする。年会費は、本部が定める所定の額を本部へ直接納入する。納入された年会費は、本会の運営費にあてるものとする。

第20条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第21条 (予算)

本会の事業計画及び収支予算は、事務局が作成し、日本支部長が承認の上、総会で会員の承認を得なければならない。

第22条 (決算)

本会の事業報告及び収支決算は、会計年度終了後速やかに事務局が作成し、日本支部長の承認、監事の監査を経て、総会で承認を得なければならない。

第6章 会則の変更

第23条 (会則の変更)

本会則は、総会における議決を経て、改正することができる。

第24条 (その他)

本会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

本会則は、総会における議決を経て、令和~~2~~年~~10~~月~~31~~日から施行する。

平成9年（1997年）4月9日 旧会則発行

令和~~2~~年~~10~~月~~31~~日 改正